

令和5年度の村民税・県民税(個人住民税) 税額決定通知書を郵送します



村では、6月9日(金)から、令和5年度の「村民税・県民税(個人住民税)税額決定通知書兼納税通知書」を郵送します。毎年通知書を受け取っている方で、6月20日(火)までに通知書が届かない場合は、お問い合わせください。なお、給与所得者で、村民税・県民税が給与から天引きになっている方には、事業所を通じて「特別徴収税額の決定通知書」(緑色・圧着式)を配布しています。

【問い合わせ】税務課(☎282-1711) ▽課税に関すること…住民税担当(内線1117～1119) ▽納付・口座振替に関すること…収納管理室(内線1114～1116)

税額決定通知書を受け取ったら、 内容を必ず確認してください!

申告漏れや誤りなどにより、税額が正しく計算されていない場合があります。ご自身の課税内容を必ず確認し、誤っている場合には、税務課住民税担当へお問い合わせください。

●「村民税・県民税(個人住民税)」って?

「村民税・県民税(個人住民税)」は、前年中に所得があった方に対して課税される税金で、その年の1月1日に住民登録をしていた市町村で課税されます。村民税・県民税の年税額は、一律に課される「均等割」と、前年中の所得や控除に応じて計算される「所得割」の、合計額です(右表参照)。村民税・県民税は、前年の1月から12月まで(1年間)の所得を基準として課税額を算定するため、今年の所得がない場合でも、前年中に所得があれば課税されます。

	均等割	所得割
村民税	3,500円 (内復興財源500円)	10% (村民税分6%、 県民税分4%)
県民税	2,500円 (内復興財源500円、 森林湖沼環境税1,000円)	

●3月16日以降に確定申告をした方は、申告内容が税額等に反映されていない場合があります

3月16日以降に確定申告をした方は、当該申告書に基づく村民税・県民税の算定が、今回送付の税額決定通知書兼納税通知書に反映されていない場合があります。その際は、村が確認でき次第、次の納期等での課税または税額変更等を行い、改めて税額決定通知書兼納税通知書をお送りします。

また、今回送付の税額決定通知書兼納税通知書に税額等が反映されなかった場合、村民税・県民税の情報を基とする国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の税額や給付の判定等に影響する場合があります。保険料等に変更があった方については、変更通知書等でお知らせします。

●納税は、「便利・安心・確実」な口座振替をお勧めします!

▽村内金融機関窓口での申し込みに必要なもの…通帳、金融機関の届け出印、納税通知書

▽税務課(役場行政棟1階)での申し込みに必要なもの…キャッシュカード(要暗証番号入力)、来庁者の本人確認書類

※第1期分からの口座振替を希望する方は、6月21日(水)までに税務課で手続きをお願いします。

●納税に、スマートフォン決済や二次元コード決済も利用できます!

【スマートフォン決済アプリでの納付は…】

納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードをスマートフォン決済アプリ(「Pay Pay」「LINE Pay 請求書払い」「Pay B」に限る)で読み取ることで納付できます。詳細については、各決済アプリのホームページ等をご確認ください。

【「eL-QR」(二次元コード)による納付は…】

二次元コード(eL-QR)が記載された納税通知書は、二次元コード納付に対応した金融機関や各種スマートフォン決済でも納付が可能です。利用可能なスマートフォン決済などの最新の情報は「地方税お支払サイト」をご覧ください。



▲詳細はこちら